

電波法施行規則の一部改正

～ 港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴う関係規定の整備～

社団法人 全国船舶無線工事協会

総務省は、平成 22 年 6 月 17 日、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 69 号）の施行（平成 22 年 7 月 1 日）に伴う電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正しました。

1. 改正の背景等

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条では、無線局が行うことができる通信は、原則として、免許状に記載された事項（目的、通信の相手方及び通信事項）に限定されていますが、必要性が極めて高いものや公益性の高いものについては、例外的な通信として免許状に記載がなくても行い得るものとして同条及び電波法施行規則第 37 条に列挙されています。

海上保安庁では、船舶の輻輳海域における近年の大規模海難事故等を踏まえて、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律により、船舶交通の安全性向上のための業務を充実させることとして、新たに船舶の危険の防止や航法是正のための勧告、航路外での待機等の指示などの業務を行うこととなりました。

このため、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行により追加された新たな業務に係る通信についても公益性の高い通信であることから、電波法第 52 条の通信とする必要があるため規定の整備を行うものです。

2. 改正の概要

電波法施行規則第 37 条見出し及び第 9 号

港則法及び海上交通安全法に新たに規定された指示及び勧告のための通信を追加するため、規定の整備を行うこと。

また、電波法施行規則第 37 条は、無線局免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができる通信を規定していることから見出しについてより実態が分かりやすいようにすること。

3. 電波法施行規則の一部を改正する新旧対象条文

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<u>（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）</u> 第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。	<u>（目的外通信等）</u> 第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

<p>一～八（略）</p> <p>九 <u>港則法（昭和二十三年法律第七十四号）又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定に基づき行う海上保安庁の無線局と船舶局との間の通信</u></p> <p>十～三十三（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。</u></p>	<p>一～八（略）</p> <p>九 <u>海上保安庁の海上移動業務の無線局と船舶局との間で行う海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）第二十二條又は第三十三條第一項本文の規定による通報及び同法第二十三條の規定による指示のための通信</u></p> <p>十～三十三（略）</p>
--	--